

「山口県子ども・子育て支援事業支援計画」に係る記載内容について (検討資料)

◆子ども・子育て支援法に基づく基本指針で定められた「県子ども・子育て支援事業支援計画」の記載事項

必須記載 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ○区域の設定に関する事項 ○各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 ○子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項 ○特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項 ○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町との連携に関する事項
任意記載 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ○市町の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項 ○教育・保育情報の公表に関する事項 ○労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ○地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする提供体制の確保の内容及びその実施時期

1 教育・保育の提供区域

(1) 基本的な考え方

- 市町が定める教育・保育提供区域（以下「市町区域」という。）を勘案して、以下の3点を定める単位として県区域を定める。
 - ・教育・保育の量の見込み
 - ・実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容
 - ・その実施時期
- 隣接市町間等における広域利用等の実態を踏まえて、県区域を設定。

(2) 県区域の設定

- 以下の3点を勘案して、県区域を設定する。
 - ア 市町区域
 - イ 隣接市町間の広域利用の実態
 - ウ 市町計画における教育・保育の見込み、提供体制の確保内容、実施時期

⇒ 【検討課題1】 県設定区域をどのように設定するか。

(考えられるパターン)

- ①市町を1つの単位として設定
- ②県内をいくつかの区域に分けて設定
- ③全県を1つの区域として設定

2 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 教育・保育の量の見込みにおける基本的な考え方

○ 各年度における県区域ごとの教育・保育の量の見込みについては、市町子ども・子育て支援事業計画における数値を県設定区域ごとに集計したものを基本として、県設定区域ごとの広域調整を行い、次に掲げる区分ごとに、それぞれ次に掲げる必要利用定員総数を定める。

ア 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（3～5歳、幼児期の学校教育のみ）
 ・特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。）に係る必要利用定員総数（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。）

イ 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（3～5歳、保育の必要性あり）
 ・特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）に係る必要利用定員総数（認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。）

ウ 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（0～2歳、保育の必要性あり）
 ・年齢区分ごとの特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数の合計数（認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。）

《参考》

区分	認定内容	利用施設・事業
1号認定	3～5歳、学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳、保育の必要あり	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳、保育の必要あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

(2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期における基本的な考え方

○ 県区域ごと及び次のアからウまでに掲げる区分ごとに、それぞれ次のアからウまでに掲げる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

- ア 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども
(3～5歳、幼児期の学校教育のみ)
 - ・特定教育・保育施設及び幼稚園(特定教育・保育施設に該当するものを除く。)
- イ 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども
(3～5歳、保育の必要性あり)
 - ・特定教育・保育施設
- ウ 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども
(0～2歳、保育の必要性あり)
 - ・年齢区分ごとに係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。)

(3) 県区域における教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

〔県・合計〕

00区域	平成27年度			平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度								
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号						
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	0-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	0-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	0-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	0-2歳				
学校教育のみ		保育の必要あり	保育の必要あり	保育の必要あり	学校教育のみ		保育の必要あり	保育の必要あり	保育の必要あり	学校教育のみ		保育の必要あり	保育の必要あり	保育の必要あり	学校教育のみ		保育の必要あり	保育の必要あり	保育の必要あり	学校教育のみ		保育の必要あり	保育の必要あり	保育の必要あり
①量の見込み	必要利用 定員総数																							
②確保方策	特定教育・ 保育施設																							
	地域型保育 事業	/	/		/	/		/	/		/	/		/	/		/	/		/	/		/	/
②-①																								

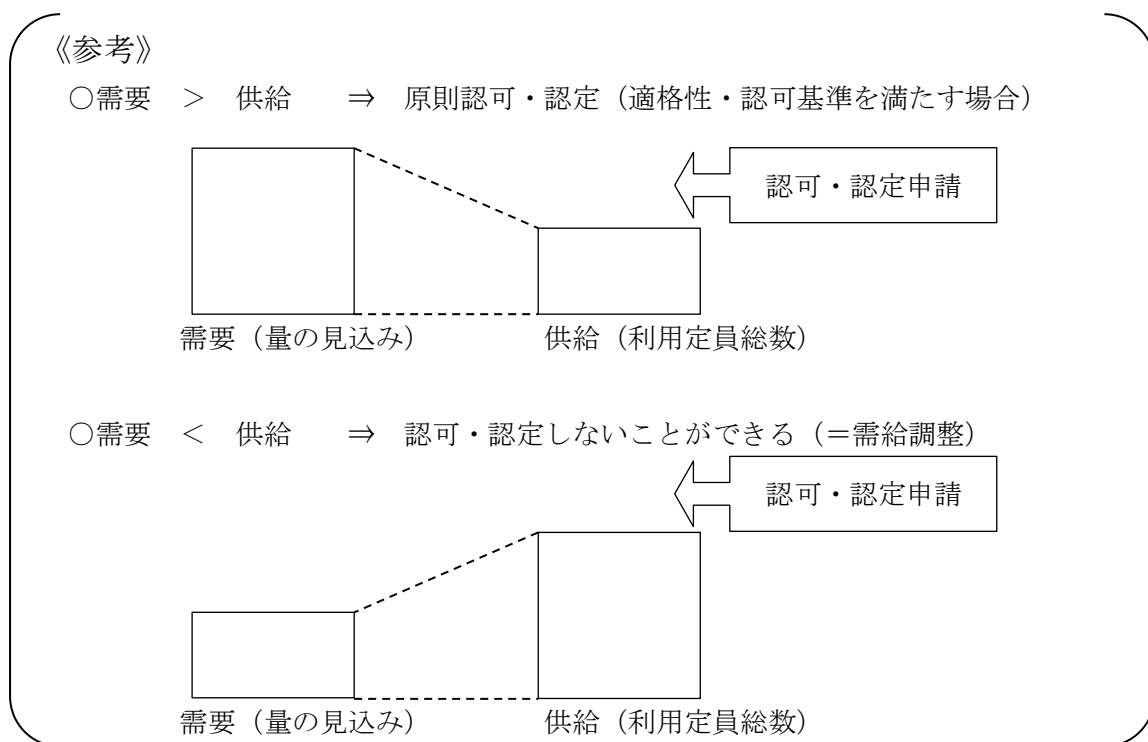
〔 ⇒以下、区域ごとに「量の見込み」と「確保方策」の内容を記載 〕

(4) 県の認可及び認定に係る需給調整の考え方

①基本的な考え方

- 県は、認可・認定の申請をした認定こども園・保育所が適格性、認可基準を満たす場合は認可・認定する。
- ただし、以下に該当する場合には、需給調整を行う。

- ・認定区分（3～5歳・学校教育のみ、3～5歳・保育の必要性あり、0～2歳・保育の必要性あり）ごとに県区域における教育・保育施設の利用定員の総数が、県計画で定める必要利用定員総数に既に達しているか、又は認可・認定によってこれを超えることになるか認めるときその他の省令で定めるとき



②子ども・子育て支援事業計画において実施しようとするものとして定められた教育・保育の提供体制の確保の内容に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需給調整

〔参考〕基本指針

- 計画の確保方策として定めたもの以外の施設からの認可申請があった場合の需給調整
 - ・子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている教育・保育施設又は地域型保育事業所の認可又は認定が行われる前に、計画の確保方策として定めたもの以外の教育・保育施設の認可又は認定の申請があったときは、県知事は、教育・保育施設の認可又は認定をしないことができる。
 - ・この場合も、自治体の判断で、計画上想定していなかった施設の認可等を行うことは可能。
 - ・実際に認定を受けた子どもの数が、計画で定めた必要利用定員総数を上回っている場合には、機動的な対応が行われることが望ましい。

③幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整

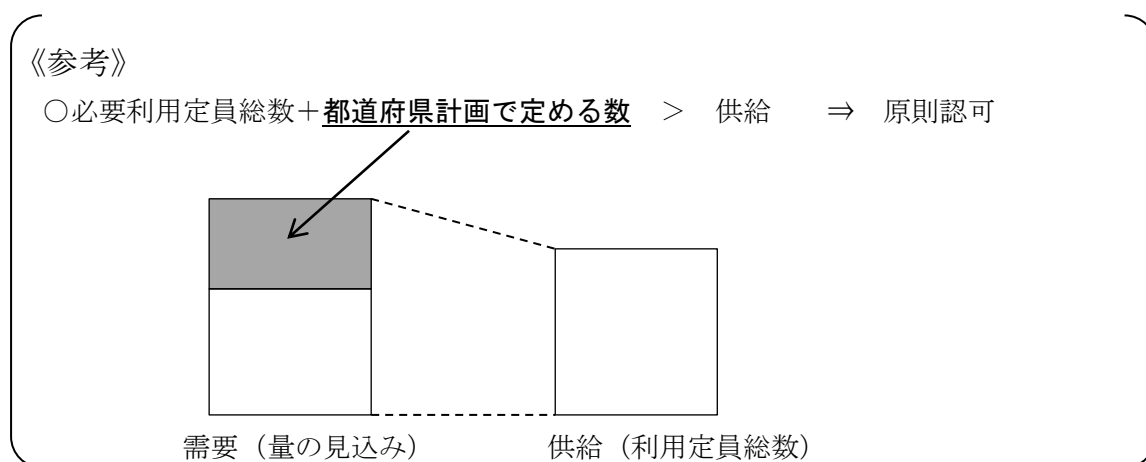
ア 幼稚園が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園に移行しようとするケース

- ・県は、地域における教育・保育施設（3-5歳／0-2歳、保育の必要性ありの認定）の定員の総数が、「『現在の利用状況』に『利用希望』を踏まえて設定した『量の見込み』に『県計画で定める数』を加えた数」に達するまでは認可・認定を行う。

イ 保育所が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園に移行しようとするケース

- ・県は、地域における教育・保育施設（3-5歳、教育のみの認定）の定員の総数が、「『現在の利用状況』に『利用希望』を踏まえて設定した『量の見込み』に『県計画で定める数』を加えた数」に達するまでは認可・認定を行う。

⇒ **【検討課題2】 認定こども園に移行する場合の需給調整について、「量の見込み」に加える「県計画で定める数」をどのように設定するか。**



④教育・保育施設に該当しない幼稚園が存在する場合に係る需給調整

- 県は、教育・保育施設の認可・認定の申請があったときは、当該施設が所在する県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数及び特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の利用定員の総数の合計が、県計画で定める必要利用定員総数に既に達しているか、又は認可・認定によってこれを超えることになると認めるときは、需給調整を行う。

3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(1) 認定こども園の普及に関する基本的な考え方

- 県は、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、地域における教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の利用が可能となるよう以下について定める。

ア 県区域ごとの目標設置数、設置時期

- 幼稚園や保育所の認定こども園への移行に関する意向や、実施主体である市町の考え方等を踏まえ、以下のとおりとする。

⇒ 【検討課題3】 認定こども園の目標設置数をどのようにするか。

イ 基本指針第三の四の2ウの「都道府県計画で定める数」

- 幼稚園や保育所から認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合における基本指針第三の四の2ウの「都道府県計画で定める数」は、以下のとおりとする。

⇒ 【検討課題2】 (再掲)

ウ 幼稚園及び保育園から認定こども園への移行に必要な支援

- 認定こども園に関する統一的な窓口の設置や施設や利用者への十分な情報提供等を行う。
- 認定を受ける施設等に関する認可や指導監督、財政措置等については、施設等の態様に応じて権限等を行行使する者が異なっていることから、関係部局間の適切な連携により、施設の負担軽減を図る。
- 関係機関と連携し、認定こども園の保育者のための研修や幼稚園教諭及び保育士の合同研修、幼稚園教諭又は保育士の研修への保育士又は幼稚園教諭の受け入れの実施など、保育者の資質向上に取り組む。

(2) 教育・保育等の役割、提供の必要性等

①基本的な考え方

- 各々の子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要であり、そのためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要である。

②推進方策

ア 幼児期の学校教育・保育

- 幼児期の教育・保育の実施主体である市町が、子育て家庭のニーズを踏まえて計画的に質の高い教育・保育等を実施するために必要な支援を行う。
- 幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者に対する研修等の実施により、その専門性の向上を図る。
- 教育・保育に係る施設整備等を支援することにより、良質な環境の確保を図る。

イ 地域における子ども・子育て支援

- 妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行う。
- 保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うとともに、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を行う。
- 安全・安心な活動場所等子どもの健全な発達のための良質な環境を整える。
- 地域の人材を生かして、取組を進める。

③提供するサービスの種類

ア 幼児期の学校教育・保育

○ 特定教育・保育施設

- ・ 子ども子育て支援法第27条第1項に規定する市町の確認を受けた教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）。

○ 特定地域型保育事業

- ・ 子ども子育て支援法第29条第1項に規定する市町の確認を受けた事業者が行う地域型保育事業（家庭的保育、小規模的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）。

イ 地域における子ども・子育て支援

○ 地域子ども・子育て支援事業

- ・ 子ども・子育て支援法第59条に規定する13の事業。

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(3) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携

①基本的な考え方

- 質の高い教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要である。

②推進方策

- 子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所と、地域型保育事業を行う者や地域子ども・子育て支援事業を行う者等との連携強化を図る。
- 原則として満三歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、満三歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、市町の積極的な関与の下で、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との連携の促進を図る。
- 保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童健全育成事業を利用できるよう、相互の連携の促進を図る。

4 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置

(1) 基本的な考え方

- 質の高い特定教育・保育及び特定地域型保育並びに地域子ども・子育て支援を提供するため、研修等の実施や処遇改善を始めとする労働環境の向上等に取り組むことにより、人材の確保及び資質の向上を図る。

(2) 人材確保の方策等

①特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の必要見込数

⇒国において算出方法を示す予定であり、その内容を踏まえて記載

②確保方策等

- 教育・保育者の確保及び資質の向上のために講ずる研修等の実施
 - ・保育教諭、幼稚園教諭、保育士、その他の特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者、地域子ども・子育て支援事業に従事する者
- 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の養成及び就業の促進等
- 保育教諭の促進（幼稚園教諭免許・保育士資格の片方のみを有する者の併有促進）についての対象者への周知等
- 国の施策も活用した保育士人材の確保
 - ・潜在保育士の再就職等の支援等
 - ・保育士を対象とした研修の積極的な実施
- 国の施策も活用した幼稚園教諭の人材確保及び資質の向上
- 研修の実施方法及び実施回数等を定めた研修計画の作成、研修受講者の記録の管理等

⇒【検討課題4】 保育士等の確保及び資質の向上のために、どのような取組が必要か。

5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町との連携に関する事項

〔 ⇒基本指針の内容を踏まえ、県の取組等を記載 〕

(1) 児童虐待防止対策の充実

- ①児童相談所の体制の強化
- ②市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進
- ③妊娠や子育て家庭の相談体制の整備
- ④児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

(2) 社会的養護体制の充実

- ①家庭的養護の推進
- ②専門的ケアの充実及び人材の確保・育成
- ③自立支援の充実
- ④家族支援及び地域支援の充実
- ⑤子どもの権利擁護の推進

(3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

- ①子育て・生活支援策
- ②就業支援策
- ③養育費の確保策
- ④経済的支援策

(4) 障害児施策の充実等

- ①地域の療育体制の整備
- ②特別教育等の充実

6 市町の区域を超えた広域的な見地から行う調整

(1) 子ども・子育て支援事業計画作成時の調整

①広域調整の基本的考え方

- 市町は、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「現在の利用状況」＋「利用希望」を把握し、その結果を踏まえて、市町計画を策定。
- 住民の利用希望の把握は、基礎自治体である市町の役割であり、県計画は、市町計画を積み上げたものが基本となるが、県は、広域自治体として広域調整を担う。
- 市町計画の策定にあたって、市町の区域を超えた教育・保育等必要な場合には、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等について、まず関係市町間で調整を行う。
- 県は、市町間の調整が整わない場合等必要な場合において広域調整を行う。
- 県境で広域調整が必要となる場合、関係市町からの要請を受け、関係する県との間で調整を行う。

②広域調整の手続き等

〔 ⇒広域調整の手続き等を記載 〕

(2) 特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整

①調整の基本的な考え方

- 市町長は、市町区域を超えた広域利用が行われる特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき及び変更しようとするときは、あらかじめ、県知事に協議を行う。
- 県は、県計画に定める当該利用定員に係る特定教育・保育施設が所在する県設定区域における教育・保育の提供体制の確保の内容を踏まえ、市町との協議を行う。

②調整の手続き等

〔 ⇒広域調整の手続き等を記載 〕

7 教育・保育情報の公表

⇒情報公表の具体的内容については、現在、国の運営基準のあり方に関する検討（基準検討部会）を踏まえて、検討されており、その内容を踏まえて記載

8 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

〔 ⇒基本指針の内容を踏まえ、県の取組等を記載 〕

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む）

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

■その他

9 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 事業ごとに、県内各市町が市町村子ども・子育て支援事業計画に定めた数値を集計したものを基本として、量の見込み及び提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

〔〇〇事業〕

《事業名》	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	〇〇人(△△カ所)				
②確保方策		市町において検討中			
②-①					

〔 ⇒以下、事業ごとに「量の見込み」と「確保方策」の内容を記載 〕

幼児期の学校教育・保育に係る市町計画の「量の見込み」の集計状況について(6月30日時点)

※現在、各市町において「量の見込み」の算出作業中であり、今後、数値が変わる可能性がある。

(単位:人)

区分	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度		
	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
	3-5歳	3-5歳	0-2歳	3-5歳	3-5歳	0-2歳	3-5歳	3-5歳	0-2歳	3-5歳	3-5歳	0-2歳	3-5歳	3-5歳	0-2歳
	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり
県計	13,034	20,527	13,266	12,869	20,162	13,003	12,621	19,744	12,746	12,446	19,510	12,563	12,231	19,148	12,289

(参考)

平成25年度における県内園児数

- ・幼稚園 16,395人(H25.5.1時点 教育統計調査)
- ・保育所 26,859人(H26.3.1時点 福祉行政報告例)

子ども・子育て支援新制度の本格施行(平成27年4月)までの事前準備に関する作業日程(案)

区分	平成25年度									平成26年度											
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
山口県子育て文化審議会(県事業計画策定)				● 基本指針、スケジュール等					● 事業計画策定に向けた協案件等				● 事業計画の記内容等			● 事業計画素案				● 事業計画案	国へ提出 事業計画決定
市町事業計画策定		調査項目検討		ニーズ調査実施・とりまとめ					需要量・供給量の見込検討					県へ報告	計画素案	県へ報告	パブリックコメント実施	計画の調整等		県へ提出 事業計画決定	
認可・運営基準	国の子ども子育て会議の進捗により各種基準について随時検討 必要となる条例 【県】 ○ 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準(9月議会) ○ 幼保連携型認定こども園の認可を行う際に意見を聴く合議制の機関の設置(3月議会) 【市町】 ○ 地域型保育事業の認可基準 ○ 放課後児童健全育成事業の設備運営基準等 ○ 支給認定(保育の必要性の認定)基準 ○ 保育の利用料(利用者負担) ○ 教育・保育施設等の運営基準											条例案議会上程		施設の認可・認定事務							
支給認定基準												新制度移行にかかる住民周知		保育の必要性の認定、認定証の交付 利用施設の調整・斡旋							